

西宮市総合教育会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は西宮市総合教育会議運営要綱（以下「運営要綱」という。）第12条の規定に基づき、西宮市総合教育会議（以下「会議」という）の傍聴に関し必要な事項を定める。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 市長は、会議の開催場所の都合等により傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴の手続)

第3条 一般傍聴人として会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において西宮市総合教育会議傍聴届（様式第1号）に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に受け付ける。

3 報道関係者として会議を傍聴しようとする者は、会議の開催場所において報道関係者受付簿（様式第2号）に報道機関の名称及び傍聴しようとする者の氏名を記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりその他これらに類する物を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれが顕著に認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 鉢巻き、たすきその他これらに類する物を身に付ける等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 市長の許可なく撮影又は録音をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第6条 市長は、傍聴人が前条各号のいずれかに違反したときは、その者に対して退場を命じることができる。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、地方教育行政法第1条の4第6項ただし書き及び運営要綱第9条ただし書きの規定により会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

ない。

(補則)

第8条 傍聴人は、この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な市長の指示に従わなければならない。

(附 則)

この要綱は、平成27年5月13日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

西宮市総合教育会議傍聴届

令和 年 月 日

西宮市総合教育会議傍聴要項第3条の規定により、下記のとおり届けます。

記

住 所

氏 名

受付番号
